

ねんらく板



竹原市役所
〒725-8666
竹原市中央五丁目1番35号
<https://www.city.takehara.lg.jp/>

人のうごき

(住民基本台帳登録者数)

人口	23,283人
男	11,139人
女	12,144人
	12,025世帯
1年前	23,791人
5年前	25,870人
	- 6月30日現在 -

大規模な土地取引には届出が必要です

売買などで5,000㎡以上の面積の土地取引を行う場合は、国土利用計画法に基づく県知事への届出が必要です。

土地の取得者は契約日を含めて2週間以内に届出を行ってください。また、届出方法など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

都市整備課都市計画係
☎ 22-7749

児童扶養手当等現況届の提出を

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は「現況届」の提出が必要です。受給者に送付している通知の内容を確認して、期限までに提出してください。

問い合わせ

社会福祉課子ども福祉係
☎ 22-7742

甲種防火管理新規講習

日時 9月12日(火) 8時30分~17時
9月13日(水) 8時30分~12時
(両日 8時~受付)
両日の受講が必要です。

場所 竹原消防署
定員 40人(先着順)
料金 3,850円(講習初日に支払い)
申込

8月7日(月)~25日(金)に、東広島市消防局ホームページ又は受講申請書(市内の消防署・分署で配付。当局ホームページからダウンロード可)により申し込み。

問い合わせ

東広島市消防局予防課
☎ 082-422-6341

付加保険料の納付で年金受給額が増額

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

●付加保険料 400円/月

●付加年金額

200円×付加保険料納付月数
※付加保険料の納付は、申し込んだ月分からです。納付を希望する人は、市役所で手続きを行ってください。

※年金受給開始2年間で、支払った付加保険料と同額の付加年金を受給できます。

※国民年金基金に加入中の人、国民年金保険料納付の免除の承認を受けている人は、付加保険料を納付できません。

※老齢基礎年金を65歳より前に繰上受給又は66歳以後に繰下受給しようとする場合には、付加年金額も老齢基礎年金額

と同じ割合で減額または増額されます。

問い合わせ

呉年金事務所
☎ 0823-22-1691
市民課医療年金係
☎ 22-7734



9月10日は下水道の日

標語

「下水道 みえないところで
ファインプレー」

下水道の役割とは

家庭から出る汚水を下水道管を使って排水し、快適で衛生的な生活環境を提供します。また、雨水を素早く排除することで、浸水からまちを守ります。下水道への早期接続をお願いします！

下水道は、それぞれのご家庭に接続していただくことで、はじめてその価値が発揮されます。一日も早く水洗化工事を行ってください。

●水洗化率 86.2%(3月末現在)
※水洗化率とは、下水道が利用できる地域のうち接続工事をして下水道を利用している人の割合のことです。

雨天時は汚水ますのふたを開けないで下さい！

市の下水道は分流式という汚水と雨水を分けて処理する方式です。台風や大雨時に汚水ますのふたを開け雨水を取り込むと、下水道管はたちまち一杯になり、汚水があふれ出します。また、重大な事故にもつながる危険もあります。

問い合わせ

下水道課庶務係
☎ 22-7751



① 応急手当講習

内容 普通救命講習Ⅰ(3時間)
普通救命講習Ⅱ(4時間)

日時 9月9日(土)

Ⅰ:9時~12時 ※10時~12時

Ⅱ:9時~13時 ※10時~13時

※消防庁のWEBによる事前講習を修了した場合、当日の講習開始時間が1時間遅くなります。

事前WEB講習

の受講はこちら▶



場所 竹原消防署

対象 竹原市内に居住又は勤務している人(中学生以上)

定員 20人程度(先着順)

申込方法 最寄りの消防署・分署へ電話、ファックス、メール、郵送、窓口で申し込んでください。

問い合わせ

竹原消防署救急係

☎23-0119

FAX22-0957

E-mail:hgh230119@city.

higashihiroshima.lg.jp



① 的場公園 夜間車両進入禁止

的場公園は、次の期間の夜間の車両進入を禁止します。

期間 8月31日(木)まで

21時~翌朝7時

※期間中は、公園の入口を施錠します。

※公園内での花火、キャンプ、火気の使用は禁止しています。ご協力をお願いします。

問い合わせ

都市整備課都市計画係

☎22-7749

① 鳥獣被害防止 総合対策交付金

鳥獣侵入防止柵(ワイヤーメッシュ柵)の令和6年度における設置・取組地域を募集します。事業の採決には、多くの要件があり、すべて満たす必要があります。

要件の一部

- 設置する侵入防止柵の受益者が販売農家3戸以上である。
- 受益農地において鳥獣の被害があり、侵入防止柵を設置することで、設置費用以上の効果が見込まれる。
- 設置する侵入防止柵の耐用年数の期間、営農及び侵入防止柵の管理ができる。

詳細は市ホームページ又は産業振興課へお問い合わせください。

問い合わせ

産業振興課農林水産振興係

☎22-7745

① 住宅・土地統計調査 を実施します

住居や家族構成、敷地の面積など、私たちの住生活に関する調査を全国一斉に実施します。

住生活に関する施策のための基礎資料を得ることを目的とする大切な調査ですので、ご協力

をお願いします。

調査期日 10月1日

調査対象 約1,500の住戸と世帯

調査方法

9月上旬に調査員が調査する地域を巡回し、9月下旬頃に、対象世帯に調査票を配布します。なお、インターネット及び郵送による回答も可能です。

※調査票にご記入いただいた内容は、統計作成以外の目的で使用することはありません。

問い合わせ

総務課行政係

☎22-7719



① 令和5年度竹原市くらし応援 臨時特別給付金について

物価やエネルギー価格の高騰により生活への負担が大きい「住民税均等割のみ課税世帯等」に対する支援として1世帯当たり2万円を給付します。対象者には8月中に確認書を送付する予定です。

対象 基準日において本市に住民登録があり、確認書発送日まで引き続き登録がある世帯で、世帯全員が令和5年度住民税が均等割課税者のみ又は均等割課税者と非課税者を含む世帯(住民税所得割課税者の扶養親族のみからなる世帯は除く)です。詳細はホームページでお知らせします。

基準日 6月1日

問い合わせ

社会福祉課福祉係

☎22-2276

竹原市と共に歩んで45年

広告

廃棄物から
未来を創る

片付け・解体のことなら

NISHIKANにお任せください!

地元密着!

見積無料!



広島県竹原市新庄町10466番地3

TEL(0846)29-1717

西日本環境開発協同組合



広報に広告を掲載してみませんか?

「広報たけはら」に掲載する広告を募集しています。複数月で申し込まれた場合には、掲載料の割引があります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

総務課資産活用係

☎22-7719



◀詳しくは
こちら

① 令和5年度第2回 警察官採用試験

令和6年4月採用予定者を対象とした試験です。

受付期間

8月29日（火）17時まで

試験時期

・第1次試験（教養試験など）

9月17日（日）

・第2次試験（体力試験など）

10月7日（土）、8日（日）

・第3次試験（面接試験など）

11月8日（水）～14日（火）

受験対象 令和6年3月に大学や高校等を卒業見込みの人、大学・高校等を既に卒業されている人や社会人経験をお持ちの人など

受験案内 竹原警察署、交番、駐在所で配付しています。

問い合わせ

竹原警察署

☎ 22-0110

募 第69回竹原駅伝競走 大会の出場チーム募集

日時 10月15日（日）

部門 郡市、一般男子、一般女子（オープン）、中学校男子、中学校女子、リレーマラソン（オープン）

コース 賀茂川中学校（発着）～仁賀町（折り返し）

参加費 3,000円

※一般女子・リレーマラソンは1,000円、中学生は無料。

申し込み・問い合わせ

9月8日（金）までに文化生涯学習課生涯学習係へ。

☎ 22-2328

FAX 22-8460



▲詳しくはこちら

① お盆期間中の 火災予防

お盆の時期は、お仏壇やお墓などで火を使うことが多くなります。お出かけ前やお休み前には、必ず火の元を確認するなど取り扱いには十分注意しましょう。ろうそくの火が供物等に燃え移ったり、線香が落下して火災になった事例があります。

- ・ろうそくの火をつけたままその場を離れない。
- ・ろうそくや線香などから供花や供物（燃えやすいもの）を十分に離す。
- ・電気式の盆提灯などの配線等の点検（断線がないかなど）をする。
- ・盆燈籠は倒れないよう固定する。
- ・座布団や敷物は防災製品にする。

問い合わせ

東広島市消防局予防課

☎ 082-422-6341

① 花火は安全に 遊みましょう

夏の風物詩の「花火」。子供たちにとっても楽しい季節となりました。しかし、使い方を誤ると火災や火傷などの事故につながりますので、十分注意して楽しみましょう。

花火を安全に遊ぶポイント

- ・風の強いときは花火をしない。
- ・燃えやすいものの近くでは遊ばない。
- ・子供だけでなく大人と一緒に遊ぶ。
- ・説明書をよく読み注意事項を必ず守る。
- ・水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける。

問い合わせ

東広島市消防局予防課

☎ 082-422-6341

① 介護保険給付費通知 の変更について

令和5年度から介護保険のサービス利用に関するお知らせを年6回から年2回に変更します。

①今後の通知予定

・令和5年8月中旬（令和4年12月～令和5年5月利用分）

・令和6年2月中旬（令和5年6月～令和5年11月利用分）

②通知書様式の変更

はがきタイプから封書タイプに変更します。

問い合わせ

健康福祉課介護福祉係

☎ 22-7743

① 認知症啓発映画上映会 を開催します

日時 9月3日（日）

13時30分～（12時30分開場）

場所 市民館ホール

上映タイトル

「長いお別れ」（2019年公開）

入場料 無料

問い合わせ

竹原地区医師会

☎ 22-9377

① 「人権のまち竹原」 講演会を開催します

日時 9月18日（月・祝）

13時30分～15時

場所 人権センター1階 会議室

演題 「今、子どもの権利を考えよう！」

講師 県立広島大学保健福祉学部 保健福祉学科

田中 聡子 教授

入場料 無料

問い合わせ

地域づくり課人権男女共同参画係

☎ 22-7736

家庭ごみの収集について

○8月11日（金・祝）が収集日の地域
もやせる物 → 収集します

○8月15日（火）が収集日の地域
もやせる物 → お休みします
リサイクルする物 → 8月22日（火）に
収集します

○9月18日（月・祝）が収集日の地域
もやせる物 → 収集します
リサイクルする物 → 収集します
粗大ごみ → 9月19日（火）に
収集します



ごみ振替収集日の変更について

4月広報でお知らせした家庭ごみの振替収集日を次のとおり変更します。

有害ごみ

【ごみ収集を休む日】 【振替収集日】
1月3日（水） ⇒ 1月10日（水）
※【ごみ収集を休む日】が収集日の地域のみ
【振替収集日】に収集します。

振替収集日については、9月広報でお配りする予定のごみ収集カレンダーにも掲載していますのであわせてご確認ください。

問い合わせ 市民課生活環境係
☎22-2279

自衛官採用試験

募集種目		受験資格	受付締切(必着)	試験日(いずれか1日を指定)	
自衛官候補生	男性	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	9月15日(金)	1次	9月16日(土)・18日(月・祝)
				2次	9月20日(水)～23日(土)・26日(火)
	女性			1次	9月16日(土)・18日(月・祝)
				2次	9月24日(日)・25日(月)

問い合わせ

自衛隊広島地方協力本部尾道出張所
☎0848-22-6942

自衛隊情報について▶
詳しくはこちら



マイナンバーに関する手続きのご案内

忠海支所でも手続きができます！

- ・電子証明書の新規発行及び更新
- ・暗証番号の初期化再設定
- ・マイナンバーカードの受け取り 等

夜間・休日開庁のご案内

マイナンバーカードの受取、電子証明書の更新のため、次の夜間・休日に開庁しますので、ご利用ください。なお、マイナンバーカードに関する業務以外はお受けできませんので、ご了承ください。

夜間開庁日時 8月10日（木）、24日（木）、9月14日（木）17時15分～19時

休日開庁日時 8月27日（日）、9月24日（日）9時～12時

受付場所・問い合わせ 市役所1階 市民課市民係 ☎22-7734

※ご自身のマイナンバーカードの受取り場所は交付通知書の「交付場所名」及び「交付場所所在地」をご確認ください。交付通知書に記載の交付場所以外で受取りを希望される場合は、前営業日までに事前連絡が必要です。



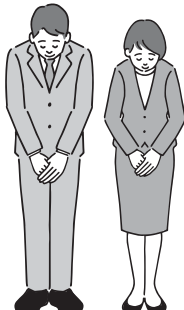
新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました

農地に関することは、農業委員又はお近くの農地利用最適化推進委員にお気軽にご相談ください。任期は令和8年7月14日までの3年間です。

農業委員

会長
副会長
委員

すけもと 祐本 征武
みやざき 宮崎 信之
おりはし 渡橋 昭二郎
いしもと 石本 進
どい 土居 民喜
いのうえ 井上 美津子
あかさか 赤坂 佳折



問い合わせ

農業委員会事務局 ☎22-7762

農地利用最適化推進委員

担当区域	氏名
仁賀・田万里	おおとう えつひろ 大藤 悦博
	たてやま あきかず 建山 昭一
	ほら かずま 原 一馬
西野・新庄・東野	ますだ しんじろう 増田 慎二郎
	たなか いきむ 田中 勇
	おかだ ちから 岡田 力
下野・竹原	どい としかず 土居 敏一
	すが まさじ 須賀 政次
大井・吉名	ほら じゅんこ 原 潤子
	おおき まさとし 大木 正利
小梨	かめだ なおき 亀田 尚樹
忠海・福田・高崎	かただ つねあき 片田 恒明
	さいき ひろみ 佐伯 博美

「インボイス制度説明会」等の開催について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。インボイスを発行できる「インボイス発行事業者」となるためには登録申請が必要です。制度について正しく理解をしていただき早期の手続きを行っていただくため、説明会を開催（無料）します。また、登録要否の判断でお困りの人は「登録要否相談会」も開催いたしますので、ぜひご参加ください。

開催日 8月25日（金）、9月27日（水）

内容区分	開催時間	定員	開催場所
【基礎編】（課税事業者向け）	10時～11時	24人	竹原税務署1階会議室
【導入編】（免税事業者向け）	13時30分～15時	24人	
【登録要否相談会】※お一人1時間程度	11時～12時 15時～17時	6人	



▲詳しくはこちら

※説明会等は事前予約制です。税務署の窓口又は電話により予約をお願いします。

※個人事業者の方で登録申請される場合は、①スマートフォン、②マイナンバーカード（暗証番号が必要）をご持参ください。

問い合わせ 竹原税務署 調査部門 ☎22-0517

市民の広場

掲載申し込み随時受付中！

問い合わせ 企画政策課 ☎22-0942

★瀬戸内どまん中 多島美クルーズ

4年ぶりの開催！竹原港を出港し、大久野島・大崎上島海域を遊覧し帰港。「琉兵太鼓」の演舞・地元名産品の販売・あさひチョコレートのキッチンカーも出店！多島美ガイドを聞きながら、ゆったりとした時間を過ごしませんか。

日時は8月26日（土）の11時20分～13時35分、

竹原港に10時50分集合。定員100人（催行最少人数50人）。料金は中学生以上1,500円、小学生1,000円、小学生未満無料。※要事前申込。「漁師手作り弁当」1,000円 弁当の予約については事務局まで。たけはら夏まつり花火大会（20時～）と同日開催で1日楽しめます。詳しくは、竹原港湾振興協議会（☎22-2424・竹原商工会議所内）へ。

【注意】この欄は、市民のみなさん相互の情報交換の場です。掲載行事等は、市の主催ではありません。日時・会場・内容等は各主催者によくご確認のうえご自分の責任で参加してください。

人権啓発講座・ 男女共同参画推進啓発講座

性の多様性についてまずは知り、そして理解を深めていきましょう。

日時 8月25日(金) 13時30分～15時

場所 市民館2階第2・3会議室

テーマ 「性の多様性が認められる社会に向けて」

講師 広島修道大学人文学部

河口 和也 教授

入場料 無料

問い合わせ 地域づくり課人権男女共同参画係

☎ 22-7736

人権擁護委員の委嘱について

7月1日付けで法務大臣から委嘱された人権擁護委員を紹介します。人権擁護委員は、市民のみなさんから人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行ったりしています。

丹下 成子 さん(再任)(竹原町)

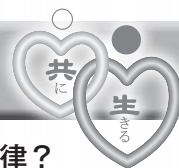
井上 節堂 さん(再任)(忠海床浦二丁目)

問い合わせ

広島法務局東広島支局

☎ 082-423-7707

性の多様性について理解を深めましょう



世の中には「男性」と「女性」の2つの性しかないと言われてきました。しかし、「身体の性」と「心の性」が一致しない人や、自分の性を決められない人・分からない人がいます。また、好きになる性も誰もが同じとは限らず、恋愛感情を抱かない人もいます。性のあり方は人それぞれであり、一人ひとりの尊厳に関わる大切なことです。

多様な性の代表的な4つの要素

性を構成する要素はたくさんありますが、代表的な次の4つの要素を紹介します。

○身体(からだ)の性

身体的特徴から判断される性。

○心の性(性自認)

自分が認識している性。身体の性と心の性が一致する場合をシスジェンダー、違和感がある場合をトランスジェンダーといいます。

○好きになる性(性的指向)

恋愛・性愛の対象となる性。

○表現する性

服装や言葉遣い、振る舞い方等で表現される性。

LGBTを詳しく知っていますか？

LGBTとは、Lesbian(レズビアン：女性の同性愛者)、Gay(ゲイ：男性の同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル：両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー：身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感を持つ人)の頭文字から作られた言葉ですが、性の多様性を総称するものです。これらの人たちは人口に占める割合が少ないことからセクシュアルマイノリティ(性的少数者)と言われることもあります。

LGBT理解増進法とは、どんな法律？

社会では性的少数者に対する理解が進んでいるとはいえません。そのような中、LGBT理解増進法と言われる「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年6月23日に施行されました。

この法律は、性の多様性にかかわらず人権を尊重し、不当な差別があってはならないという基本理念のもと、国・地方公共団体・事業主・学校の役割等を明らかにするとともに、国が基本計画を策定し国民の理解を増進していくというものです。

お互いを認め合える社会へ

言葉は、相手に力を与える事ができる一方で、相手を傷付けてしまう力も持っています。性の多様性を否定するような言動には「良くないこと」と指摘する勇気が必要です。また、性の悩みを打ち明けられたときは、相手があなたを信頼してのことなので、まずは受け止め、しっかりと話を聞きましょう。了解なく他人に話さず「話してくれてありがとう」「困った時は支えるよ」ということを伝えましょう。

心身の性別は、自分で選べるものではありません。それぞれの性のあり方を認め合える社会を作ることが大切です。

エソール広島LGBT電話相談

☎ 082-207-3130

毎週土曜日10時～16時(祝日・年末年始を除く)

ご家族、パートナー、支援者からの相談もお受けします。

問い合わせ

地域づくり課人権男女共同参画係

☎ 22-7736